

## 第2章 環境をめぐる動向

本章では、本県の環境の保全及び創造に関する施策の方向性や具体的な施策を示すうえで、踏まえるべき環境に関する国内外と本県の動向を示します。

### 1 国際的な動向

1992年（平成4年）に開催された地球サミット以降、世界各国が環境政策に力を入れつつあり、主要国の首脳会議においても、環境がテロや貧困等と並んで議論のテーマに取り上げられるようになりました。

また、市民意識でも、環境に関する関心が高まり、こうした動きは、経済や社会のあり方と密接に関係するものと認識されるようになっており、地球温暖化対策や生物多様性の保全などをはじめ、環境問題は国際的、かつ地域や個人での取組が必要となっています。

こうした問題に対し、以下のような国際的な取組が進められています。

地球温暖化対策では、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書に代わる全ての国が参加する2020年（平成32年）以降の新たな枠組として、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標とし、1.5度未満に抑えるよう努力する「パリ協定」が採択されました（2015年（平成27年）12月）。

生物多様性の保全では、地球サミットにおいて採択された「生物多様性条約」に基づき多様な生物が支え合う地球環境の保全と利用について、国際間で話し合う「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が、2010年（平成22年）10月に愛知県名古屋市で開催され、医薬品のもとになる動植物など、遺伝資源の利用と利益配分を定める国際ルール「名古屋議定書」と、生態系保全のための2020年（平成32年）までの世界目標「愛知ターゲット」が採択されました。

環境教育では、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコにより策定された国際実施計画に基づく取組が実施されてきましたが、2015年（平成27年）には、国連で後継事業である「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」が採択されました。

### 2 我が国の動向

国では、平成24年4月に環境基本法第15条に基づく「第四次環境基本計画」が策定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・

「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を目指しています。

この目指すべき持続可能な社会の姿を実現するため、今後の環境政策の展開の方向として、

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

の4つの重視すべき方向が示されています。

この基本計画のもと、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全、大気・水環境の保全といったそれぞれの分野において、必要な法整備や計画の策定等が進められ、様々な政策が実施されています。

地球温暖化対策では、平成27年12月、我が国の温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減するとの約束草案を地球温暖化対策推進本部で決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出したほか、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に規定する政府の新たな「地球温暖化対策計画」が策定される予定となっています。

また、平成27年11月、気候変動による様々な影響に対し、政府全体で整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進する「気候変動の影響への適応計画」を策定しており、気候変動の影響や将来避けられない影響に対する適応策への取組も始まっています。

さらに、森林吸収源対策として、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保等について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討しています。

循環型社会の構築では、平成25年5月に循環型社会形成推進基本法に基づく「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化等が新たな政策の柱となりました。

生物多様性の保全では、平成20年6月に「生物多様性基本法」が公布・施行され、また、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」が策定され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策が進められてきており、我が国における中長期目標（2050年をめど）と短期目標（2020年をめど）が設定されました。さらに、平成24年9月には

「生物多様性国家戦略 2012－2020」が策定され、我が国における愛知目標達成に向けたロードマップが示され、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5つの基本戦略」が設定されました。

大気・水環境の保全では、建築物の解体時等における石綿の飛散防止対策のさらなる強化を規定する「大気汚染防止法」の改正法が平成25年6月に、有害物質を使用・貯蔵する工場・事業場に対して地下水汚染の未然防止のための新たに構造基準等を規定する「水質汚濁防止法」の改正法が平成23年6月にそれぞれ公布され、施行されました。

### 3 本県の動向

#### (1) 環境に関する条例、計画など

本県では環境に関する様々な条例を制定し、また、環境に関する各種計画、指針等を策定して、環境に関する諸課題の解決を図ってきています。(表－1、2)

環境に関する計画等については、「高知県環境基本条例」に基づき、平成9年2月に「高知県環境基本計画」を策定し、高知県の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ具体的に進めてきました。

個別の環境分野においても、「生物多様性こうち戦略」、「高知県新エネルギービジョン」や「第4期高知県廃棄物処理計画」など、自然環境や生活環境の保全と創造のための計画等を策定し、施策を進めています。

地球温暖化対策については、平成23年から平成32年までを計画期間とする「高知県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、県民運動による温暖化対策に取り組んでいますが、国の新たな地球温暖化対策計画が策定されることから、今後、それを受けた県計画の改定を予定しています。

さらに、県庁内の取組としては、「高知県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「高知県庁環境マネジメントシステム」に基づき、デマンド監視装置の設置や省エネ改修事業の実施などにより、県の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出削減やエネルギー使用の合理化を推進しています。

(表 - 1) 環境に関する条例

条例名	制定年月日
高知県立自然公園条例	昭和33年3月31日
高知県公害防止条例	昭和45年4月1日
高知県公害紛争処理条例	昭和45年10月28日

高知県自然保護基金条例	昭和 46 年 10 月 15 日
高知県自然環境保全条例	昭和 48 年 10 月 19 日
高知県清流保全条例	平成元年 12 月 21 日
高知県地域環境保全基金条例	平成 2 年 3 月 26 日
高知県環境審議会条例	平成 6 年 7 月 12 日
高知県環境基本条例	平成 8 年 3 月 26 日
高知県環境影響評価条例	平成 11 年 3 月 26 日
高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例	平成 13 年 3 月 27 日
高知県緊急間伐推進条例	平成 14 年 12 月 27 日
高知県うみがめ保護条例	平成 16 年 3 月 30 日
高知県希少野生動植物保護条例	平成 17 年 10 月 21 日
清潔で美しい高知県をつくる条例	平成 19 年 12 月 28 日
高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	平成 21 年 3 月 27 日

(表 - 2) 環境に関する各種計画及び指針等

名称	作成年月	計画期間
高知県自然環境保全基本方針	昭和 50 年 3 月	—
ローカルアジェンダ 21 高知 (地球環境保全行動計画)	平成 9 年 2 月	—
文化環境配慮方針	平成 11 年 3 月	—
高知県清流保全基本方針	平成 18 年 3 月	—(H3.3 制定したものを変更)
高知県希少野生動植物保護基本方針	平成 18 年 6 月	—
高知県磯焼け対策指針	平成 20 年 3 月	—
物部川清流保全計画	平成 20 年 7 月	平成 70 年度を目標
第 2 次仁淀川清流保全計画	平成 22 年 3 月	— (5 年ごとに見直し)
四万十川流域振興ビジョン	平成 22 年 3 月	—
高知県地球温暖化対策実行計画	平成 23 年 3 月	平成 23 年度～32 年度
第 11 次高知県鳥獣保護管理事業計画	平成 24 年 3 月 平成 27 年 5 月変更	平成 24 年度～28 年度
高知県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ) 管理計画	平成 24 年 3 月 平成 27 年 5 月変更	平成 24 年度～28 年度
高知県緊急間伐推進計画 (第 3 期)	平成 25 年 8 月	平成 25 年度～29 年度
第 7 期高知県分別収集促進計画	平成 25 年 8 月	平成 26 年度～30 年度
生物多様性こうち戦略	平成 26 年 3 月	—
高知県有機農業推進基本計画	平成 27 年 4 月	平成 27 年度～31 年度
第 4 期高知県廃棄物処理計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～32 年度
高知県新エネルギービジョン	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～32 年度
第 3 期高知県産業振興計画	平成 28 年 3 月	平成 28 年度～31 年度

## (2) NPO、事業者の取組

県内のNPOは約300団体にのぼっており、環境分野を含めたNPOの活動が年々活発になってきています。

また、平成18年に環境活動支援センター「えこらぼ」を設置したことで、県民やNPOだけでなく、企業や学校における環境学習、環境活動に対する支援が行われるようになるなど、県内の環境活動の基盤が整備されています。

事業者による環境保全への取組も広がりつつあり、エコアクション21等の環境マネジメントシステム構築企業数が徐々に増加するなど環境保全に対する理解の高まりが見られ、リサイクル製品や間伐材を利用した製品の開発や購入が行われるほか、農業分野において環境保全型農業を進める動きも着実に進展しています。

## (3) 県の取組（先進的環境事業や第三次計画以降の新たな取組）

本県は、森林が県土の84%を占める全国一の森林県であり、豊富な森林資源を有していますが、木材価格の低下や過疎化、高齢化による担い手不足など、森林整備を進めるにあたって多くの課題を抱えています。

そのため、平成15年度には全国に先駆けて森林環境税を導入し、県民参加による森づくりや荒廃森林の整備など、森林環境を守るための取組を進めています。

さらに、環境行政分野においても、森林環境税に足並みを合わせて、環境問題に積極的に取り組んでいる企業（環境先進企業）と地域との協働により森林整備を進める「協働の森づくり事業」など、先進的事業を展開していくとともに、雇用の場の確保など中山間地域の活性化に資するための取組を進めています。

### ① 協働の森づくり事業

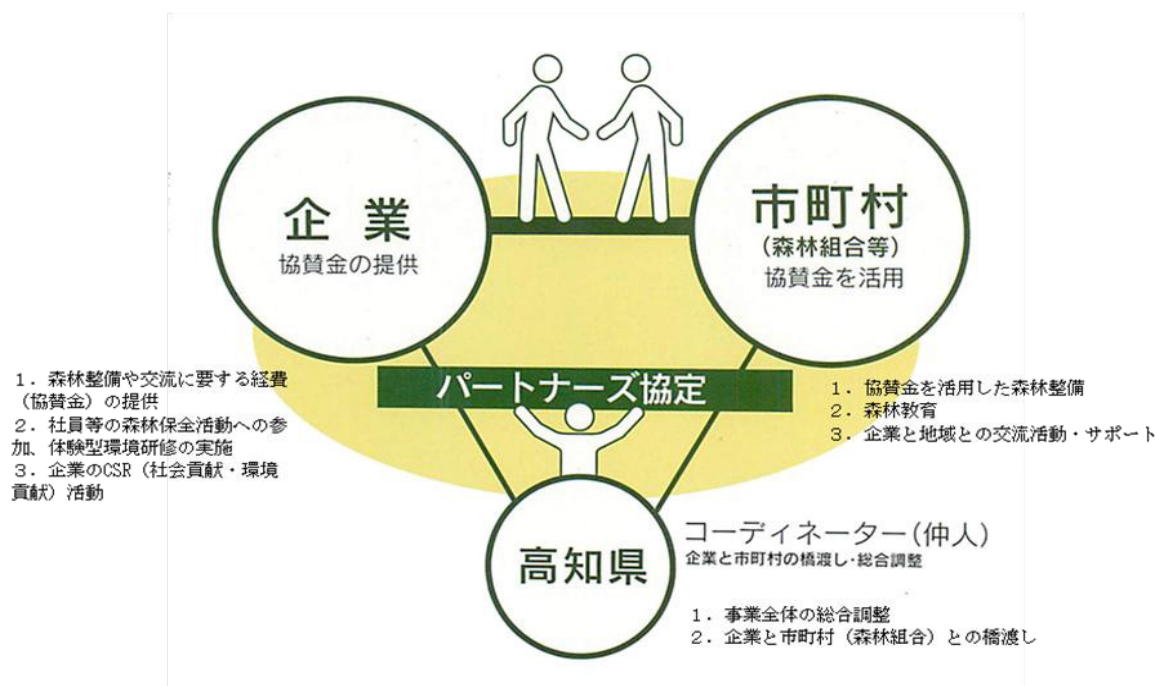
協働の森づくり事業は、環境先進企業と地域とが協働して、森林（人工林）の整備を進めようとするもので、平成17年度から取り組んでいます。

これまでに、62件（平成27年12月末現在）のパートナーズ協定を締結し、協賛金をもとに森林整備を進めるとともに、協定企業が行う森林ボランティア活動や地域との交流活動を行っています。（図-1）

また、平成19年度からは、協定企業に対して、間伐により整備された森林のCO<sub>2</sub>吸収量を認定した「CO<sub>2</sub>吸収証書」の発行を行い、協定企業のCSR活動を目に見える形にしています。



(図 - 1) 「協働の森づくり事業」の仕組み



## ② オフセット・クレジット(CO<sub>2</sub>排出削減・森林吸収)創出の取組

平成 20 年、京都議定書第 1 約束期間の開始を受け、我が国での市場メカニズムを活用した地球温暖化対策を推進するため、本県の CO<sub>2</sub> 排出量取引プロジェクトが環境省の J-VER (Verified Emission Reduction) のモデル事業に選定されました。

平成 21 年 3 月には、この事業での CO<sub>2</sub> 排出削減量を活用して、我が国第 1 号となる、国内で生まれたクレジットによるカーボン・オフセットの取引が行われました。

このような本県の取組などを参考として、環境省では「※オフセット・クレジット(J-VER)制度」を開始し、温室効果ガス排出削減プロジェクトと森林による CO<sub>2</sub> 吸収プロジェクトにより、カーボン・オフセット等に用いる国内向けのクレジット制度を立ち上げました。

県内では、県自らが行ってきた CO<sub>2</sub> 排出削減プロジェクトと森林吸収プロジェクトに加えて、民間企業等による CO<sub>2</sub> 排出削減プロジェクトなど 6 つのプロジェクトが立ち上がりました。

※オフセット・クレジット(J-VER)制度は、京都議定書第 1 約束期間が終了した平成 25 年に、経済産業省などが実施してきた「国内クレジット制度」と一体化した「J-クレジット制度」へ発展し、国内での温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの登録、クレジット量の認証が引き続き行われています。

### ③ 県内の森林吸収プロジェクト・高知県版J-クレジット制度

本県では、国のオフセット・クレジット（J-VER）制度と同等の機能を有しながら、プロジェクトの申請・登録などの手続きが県内で行える「高知県J-VER制度」を創設して、県内の事業者がプロジェクトを容易に実施できる環境を整備し、森林率日本一である高知県を特徴づけたクレジットを創出することにより、地球温暖化対策と中山間地域における収益をともに実現することを目指しています。

なお、高知県J-VER制度も、国のJ-VER制度と同じく、平成25年に「高知県版J-クレジット制度」へと移行しました。

### ④ 生物多様性こうち戦略の取組

平成26年3月、生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性の保全や持続的な利用に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針と具体的施策を定めた「生物多様性こうち戦略」を策定し、この戦略のもと、本県の豊かな生物多様性を保全・再生していくための取組を進めています。

### ⑤ 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流

平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、固定価格買取制度が開始されたことを受け、平成24年度から県と地元市町村が県内企業などと共同で発電事業会社を設立し、売電により得られる利益を最大限地域に還流する「こうち型地域還流再エネ事業」を実施しています。

### ⑥ CLT等による県産材の利用促進

木材は、吸収したCO<sub>2</sub>を自身が炭素として固定することから、環境に優しい資源です。そのため、木材の利用拡大を図るために、公共施設や民間施設の木造・木質化、県産木造住宅の推進などの地産地消に取り組むとともに、業界と一体となって、東京や大阪などの大消費地において商談会や展示会を開催し、土佐材をPRして販売拡大に繋げる地産外商の取組も進めています。

また、さらなる木材利用の拡大を図るために、全国に先駆けて、中・高層建築物への活用が期待できるCLT（直交集成板）の推進にも取り組んでいます。CLTを活用して都市部に木造建築物を増やし、木材の需要を拡大することにより、森林整備を促進するとともに、より多くのCO<sub>2</sub>の固定につなげるよう国に対し提言しています。

## ⑦ 木質バイオマスエネルギー利用の拡大

重油燃料からカーボンニュートラルの木質バイオマス燃料への転換を図るため、林地残材などの未利用森林資源を燃料として利用する木質バイオマス発電施設の整備や、温泉施設や園芸施設などの木質バイオマスボイラーの導入を支援するとともに、木質燃料の安定供給体制の整備の取組を進めています。